

## 令和4年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月8日(月) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
5番 宮原敏久	6番 山添 明	7番 川添哲也
8番 三塩政廣	9番 内山敏彦	11番 井上順一
12番 伊藤富幸	15番 松本耕一	16番 峯 直子
17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広	19番 阿部 太
4. 欠席委員

4番 脇山祐治	13番 石川利恵	14番 峯 政敬
---------	----------	----------
5. 議事日程
  - ・議事録署名委員の指名
  - ・議案第44号  
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
  - ・議案第45号  
農地法第5条の規定による許可申請について
  - ・議案第46号  
農地法第4条の規定による許可申請について
  - ・議案第47号  
農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・議案第48号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
  - ・議案第49号  
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について
  - ・議案第50号  
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係職員	吉本 彰也
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	柴田 大地
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

## 7. 審議の内容

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号4番脇山祐治委員、13番石川利恵委員、14番峯政敬委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は、15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長  
(議長)

(会長の挨拶)

それではただいまより令和4年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号3番袈裟丸一彦委員、議席番号5番宮原敏久委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第44号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について4件、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第46号農地法第4条の規定による許可申請について5件、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について7件、議案第48号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について14件、議案第49号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について7件、議案第50号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計7議案45件でございます。以上、ご審議ご決定賜り

ますようよろしくお願ひいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思ひます。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思ひます。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第44号から第50号までの7議案45件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第44号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明します。上段に記載しているのが変更前、下段に記載しているのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,978平方メートルです。これは当初計画時の面積です。現況は、宅地になっております。この案件は、令和3年3月29日付けで建売分譲住宅での転用許可を受けておりましたが、事業承継を行い、区画数を変更するため計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、

議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページから2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、当初計画時に金融機関の預金残高証明書、融資証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、変更に伴う手続きは特にありません。変更点としましては、(事業計画変更事情の詳細)…ことにより、12区画から4区画へ区画数の減少を伴うため、計画変更をするものです。排水について、前回同様、雨水は敷地内道路を介して北側水路へ流し、汚水も新設道路に設置の排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっており、前回と変わりません。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から詳しく説明をしていただきまして、前の時に転用されてあったのを再度見直しということで、4日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決いたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番から4ページの整理番号4番を議題とします。この3件は、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番まで関連がございますので、それぞれ一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、それぞれ一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号2番および5ページの整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地4筆、面積は合計で642.89平方メートルです。現況は宅地になっております。目的は建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5から6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、

8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。この転用について、この案件は令和3年3月29日付けで許可が出ており、その一部の事業承継を行うもので、令和4年11月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響について、敷地の造成は済んでいる状況ですが、最大23センチメートルの盛土を行い、敷地調整を行ない、当初計画には3区画でしたが、継承後は4区画で計画をされています。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して北側の水路へ流し、汚水も新設の排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。これも4日の日に東部調査会で区画が一緒の所で、調査をしていただきまして、何ら問題はないということであります。皆様の審議のほどをよろしくお願

いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号3番および5ページ整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ整理番号3番および5ページの整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地3筆、面積は合計で570.50平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5ページから6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が提出されています。転用について



は、この案件は、令和3年3月29日付けで許可が出ており、その一部の事業承継を行うもので、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、3区画中1区画は住宅建設が済みであり、名義変更済みで、当初事業者から始末書が提出されています。排水について、雨水は敷地内新設の道路側溝を介して北側の水路へ流し、汚水も新設の排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、変更はありません。

生産組合長および区長からの意見書は当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも今事務局から詳しく説明していただきまして、4日の日に調査していただきまして、敷地は何も変わらないということで、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号4番および5ページ整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ整理番号4番および5ページ整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は宅地2筆、面積は合計で379.36平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5から6ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、7ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、8ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既に建売住宅は建築済みです。転用については、この案件は、令和3年3月29日付けで許可が出ており、その一部の事業承継を行うものです。土地については名義変更済みで、当初事業者から始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、前回の申請時にされており、今回は特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状の

まま利用、2区画ともに住宅は建築済みです。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の水路へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画で、前回と変わりません。

生産組合長および区長からの意見書は、当初計画時に添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項7番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも4日の日に東部調査会で調査していただきまして、1、2、3、4と何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の6ページ、整理番号4番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,160.99平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は一般住宅およびトラック駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の9ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、10ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、11ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、すみやかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、道路工事施工、道路占用、法定外公共物（水路）改築、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大80センチメートルの盛土、40センチメートルの切土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の新設道路側溝へ流し、汚水は西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、農産組合長、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。6日に現地調査をいたしまして、皆さん何も問題はないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑5筆、面積は合計で4,694平方メートルです。現況は雑種地になっております。目的は仮植地および資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等

については、資料図の12ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、13ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、14ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、平成27年5月に農地法の許可が必要なことを知らずに、植木の仮植地に利用されていて、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路占用（耕作道通行）許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西側耕作道（土地改良区所有）から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および一部越流分は南側の道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。8月6日に中部調査会で現地確認を行いました。これは中部調査会のほうでも土地を勝手に転用され

ているということで、ちょっと問題かなという話になっておりましたが、見てもらってわかるように、ほぼほぼ法面でして、利用するにもちょっと難しいということで、しかたないなということでした。皆様の慎重審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 3 5 2 平方メートルです。現況は雑種地になっております。目的は資材置場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性につ





議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 7 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 7 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 2, 2 4 1 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 8 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 9 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 0 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資見込証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地

程度で現状のまま利用し、南および北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、敷地内で自然地下浸透および越流分は新設の土水路を通り、南側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

川添哲也委員 7番川添です。8月7日に現地調査を行いました。申請地は以前から太陽光発電の計画はされておったところですが、昨年別の業者ですけれども、もう既に完成いたしております。今回設置される所は、もとは〇〇だったわけですけれども、  
(転用事情の詳細) …ということで、事務局の説明どおり現在は休耕地ということになっております。周辺はもうほとんど農地といたしますか、荒廃しておりまして、周辺の農地に影響を与えるようなことは全くないと思っております。南部調査会においても特に問題はないというふうな見解でございました。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 4 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 8 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 2 筆、面積は合計で 7 3 3 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は農業用資材置場および堆肥置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目などについては、資料図の 2 1 ページから 2 3 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既存の農業資材置場から移動させるのみで、造成工事等を行わないため、特に費用は発生しません。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水については雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今、事務局から説明していただきまして、この図に載っていますように、4日の日に東部調査会でしたんですけど、これを見て堆肥を〇トンとはちょっと多めで、そこがちょっと問題ということで、ここにたくさん置いて何をさすとだろかという問題ができたので、本人に確認したところ、一応別にある所に持って来ると、こう多くは置かないということで、置く時にはパイプのハウスを建てて、ビニールを敷いて流れ出さないよう農協の、JAの堆肥ということで、自分も迷惑はかけないということで、そういう確認をしておりますので、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 5 4 2 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸家住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 2 4 から 2 6 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1 メートルの盛土を行い、整地し、北、西、南側には、コンクリートブロックを新設し、東側は法面にて土留めを行い、セットバックを施した南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して南側の水路へ放流、汚水も新設の合併浄化槽を介して南側水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。これも今1番と2番が並んで建って、隣をこんなふうに貸家と言っておりますけど、(転用事情の詳細) …ということをご本人さんから聞いておりますので、4日の日に東部調査会でしていただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集8ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,581平方メートルです。現況は休耕地になっております。目的は、貸駐車場です。申請

の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の27から29ページをご覧ください。

許可の基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの盛土、50センチメートルの切土を行い、整地し、西側には歩車道境界ブロックを設置、東側にはL型擁壁およびU字側溝を設置、北側道路より出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項5番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは〇〇〇〇から今度新しく〇〇〇〇〇までに道ができて、そこで工事用でずっと使われてい

た所です、ここはみなだいたい宅地に変っていく所じゃないかなと思っております。皆さん6日の日に現地調査をしまして、何も問題ないということでございました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の9ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で2,359平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の30ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに平成元年頃に〇〇〇〇のため、〇〇〇と〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。



行政関係の手続きについて、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

三塩政廣委員 8番三塩です。8月の5日に南部調査会で現地の調査を行いました。今説明を事務局からしていただきましたけれども、場所は〇〇の〇〇〇〇〇から北のほうに2キロばかり入った所でございます、〇〇、それから〇〇〇〇〇〇を横切りまして、山中のほうに入った所でございます。始末書付きでございましたので、たくさん植林をされているかなと思ったら、いくらかまだ余地があるようでございます、また植林をされるんじゃないかと思っておりますけれども、皆さんの意見等については反対等の意見はございませんでした。委員さん方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で1,181平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、農機具および飼料置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。(訂正内容の詳細)…訂正をよろしく願います。どうも失礼しました。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31から33ページをご覧ください。なお、(訂正内容の詳細)…訂正してお詫び申し上げます。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可があることを知らずに平成24年頃、自宅近くの畑に農機具やラップ飼料置場として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。排水については雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

井上順一委員 はい。11番井上です。8月の3日に西部調査会で現地確認をいたしました。ここは本人の畜舎なり家からすぐなものですから、以前からロールなんかを置いたり、農機具を野ざらしで置いたりというようなことで置かれていました。しかし、今回ハウス等を建てて整理をして、農機具等もその中に納めていくということで、転用をしたいということでございます。特に排水等も先ほどありましたように、道路があつて、この下に大きな排水路がございますので、問題ないようですし、あと水田の一番下ということですから、特に隣接地との関係もないようでございます。委員さん皆さんの意見も特に問題なからうということでございましたので、一つご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集10ページ、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集11ページ整理番号7番までの7件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書10ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が6件、貸借権に関する案件が1件の合計7件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから2ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れだと思います。ここでしばらく休憩をしたいと思います。15時50分にまた再開をしたいと思いますので、13分ばかりでございますので休憩をとります。

~~~~~○~~~~~

15時37分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは時間がまいりましたので、会議を再開したいと思います。議案集12ページ、議案第48号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請を行うものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第48号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集15ページ、整理番号13番までの13件について一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類はすべて賃借権の設定です。面積は合計で30,539平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。(川添委員「は

い。』) はい。川添委員。

川添哲也委員

特に質疑ということでもないんですけれども、再設定の場合、例えば10年とか15年とかありますけれども、再設定の場合は、例えば期限が切れましたとかいうことを何か事務局から連絡とかあるんでしょうか。

振興係長

はい。お答えいたします。利用権設定の分につきましては、期限が切れる概ね2か月ぐらい前に、もうすぐ期限が切れるという旨の、終期がもうすぐ来ますという旨の通知をお送りしております。改めて設定を、引き続き利用したいという場合は、申請をしていただくようにということでお知らせを貸し手さん、借り手さん両方にお送りしているところです。以上です。

川添哲也委員

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第49号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集18ページの整理番号7番までの7件につ

いては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件について、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で20,760平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

**【議案確認】**

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。



(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集19ページ、議案第50号空き家等に付随した特例農地の指定申請についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の19ページをご覧ください。空き家に関する件なんですけど、農地法では5反要件というのがあります。唐津市農業委員会では、空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるということで農家の方じゃなくても空き家に付いた農地を買うことができるということになっております。対象となる農地の基準としては、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、また将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を付けております。整理番号1番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、別添の資料図をご覧ください。いずれの申請地も空き家に隣接した農地であり、かつ休耕地であり、買い手がつかなければ今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地になります。また、空き家バンクに登録されており、8月1日に担当地区委員および事務局職員で現地を確認しております。このことから判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第44号4件、議案第45号7件、議案第46号5件、議案第47号7件、議案第48号14件、議案第49号7件、議案第50号1件、計7議案45件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。